

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成22年8月31日

【発行者名】 アーカス・インベストメント(ルクセンブルグ)エス・エイ  
(Arcus Investment (Luxembourg) S.A.)

【代表者の役職氏名】 取締役会長 アンドリュー・ペッジ  
(Andrew Pegge)

【本店の所在の場所】 ルクセンブルグ大公国 ルクセンブルグ L-2535  
エマニュエル・セルベ通り20番  
(20, Boulevard Emmanuel Servais, L-2535 Luxembourg,  
Grand Duchy of Luxembourg)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 一木 剛太郎  
弁護士 橋本 雅行

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号  
丸の内パークビルディング  
森・濱田松本法律事務所

【事務連絡者氏名】 弁護士 一木 剛太郎  
弁護士 橋本 雅行

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号  
丸の内パークビルディング  
森・濱田松本法律事務所

【電話番号】 03(6212)8316

【届出の対象とした募集(売出)外国投資信託受益証券に係るファンドの名称】  
アーカス・ジャパン・ロング/ショート・ファンド  
(Arcus Japan Long/Short Fund)  
(「アーカス・ジャパン・エル/エス・ファンド」と称することが  
ある。)

【届出の対象とした募集(売出)外国投資信託受益証券の金額】  
リテイル・クラス証券について、1,000億円を上限とする。

【縦覧に供する場所】 該当事項なし

## 1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成21年11月30日に提出した有価証券届出書（平成22年2月26日付および同年4月1日付有価証券届出書の訂正届出書により訂正済）（以下「原届出書」といいます。）の記載事項のうち、訂正すべき事項がありますのでこれを訂正するため、また、原届出書の添付書類の一部が変更されたため、変更された添付書類を提出するため、本訂正届出書を提出するものです。

## 2 【訂正の内容】

（注）\_\_の部分は訂正箇所を示します。

## 表紙

<訂正前>

（前 略）

代理人の氏名又は名称 弁護士 一木 剛太郎

（中 略）

事務連絡者氏名 弁護士 一木 剛太郎

（中 略）

届出の対象とした募集(売出)外国投資信託受益証券の金額

1,000億円を上限とする。

（後 略）

<訂正後>

（前 略）

代理人の氏名又は名称 弁護士 一木 剛太郎

弁護士 橋本 雅行

（中 略）

事務連絡者氏名 弁護士 一木 剛太郎

弁護士 橋本 雅行

（中 略）

届出の対象とした募集(売出)外国投資信託受益証券の金額

リテイル・クラス証券について、1,000億円を上限とする。

（後 略）

## 第一部 証券情報

## (2) 外国投資信託受益証券の形態等

## &lt;訂正前&gt;

記名式無額面受益証券(追加型)(以下「ファンド証券」という。)で、すべて同一種類とする。ファンド証券の格付けは取得していない。

## &lt;訂正後&gt;

記名式無額面受益証券(追加型)で、課される実績報酬および管理報酬の適否ならびに取得可能な投資者のカテゴリーが異なる「リテイル・クラス」および「リストラクティッド・クラス」の二種類のクラスの受益証券が発行される。リテイル証券とはリテイル・クラス証券を意味し、リストラクティッド証券とはリストラクティッド・クラス証券を意味する。このうち、日本で募集が行われるのは、リテイル証券（以下「受益証券」または「ファンド証券」という。）のみである。ファンド証券の格付けは取得していない。

## (8) 申込取扱場所

## &lt;訂正前&gt;

東京都千代田区丸の内二丁目4番1号

三菱UFJ証券株式会社

(以下「販売会社」ということがある。)

(注) 上記販売会社の日本における本支店において、申込みの取扱いを行う。

## &lt;訂正後&gt;

東京都千代田区丸の内二丁目5番2号

三菱UFJ モルガン・スタンレー証券株式会社

(以下「販売会社」ということがある。)

(注1) 上記販売会社の日本における本支店において、申込みの取扱いを行う。

(注2) 三菱UFJ証券株式会社は、平成22年5月1日付で「三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社」に商号を変更した。

## (10) 払込取扱場所

## &lt;訂正前&gt;

東京都千代田区丸の内二丁目4番1号

三菱UFJ証券株式会社

## &lt;訂正後&gt;

東京都千代田区丸の内二丁目5番2号

三菱UFJ モルガン・スタンレー証券株式会社

## (12) その他

## &lt;訂正前&gt;

(前 略)

## (b) 引受等の概要

(中 略)

( )管理会社は、三菱UFJ証券株式会社をファンドに関して日本における管理会社の代行協会員に指定している。

(後 略)

## &lt;訂正後&gt;

(前 略)

## (b) 引受等の概要

(中 略)

( )管理会社は、三菱UFJ モルガン・スタンレー証券株式会社をファンドに関して日本における管理会社の代行協会員に指定している。

(後 略)

## 第二部 ファンド情報

### 第1 ファンドの状況

#### 1 ファンドの性格

##### (1) ファンドの目的及び基本的性格

<訂正前>

アーカス・ジャパン・ロング/ショート・ファンド(Arcus Japan Long/Short Fund)(以下「ファンド」という。また「アーカス・ジャパン・エル/エス・ファンド」と称することがある。)は、ルクセンブルグ大公国(以下「ルクセンブルグ」という。)の民法および2002年12月20日の投資信託に関する法律(改正済)(以下「ルクセンブルグ投信法」という。)のパート の規定に基づき、管理会社、保管受託銀行およびファンド証券所持人(以下「受益者」という。)との間で締結された契約(以下「約款」という。)によって設定されたオープン・エンド型の共有持分型投資信託である。ファンド証券は、いつでも管理会社により、純資産価格で販売され、受益者の要求に応じて随時、その時の純資産価格で買戻される仕組となっている。

(後 略)

<訂正後>

アーカス・ジャパン・ロング/ショート・ファンド(Arcus Japan Long/Short Fund)(以下「ファンド」という。また「アーカス・ジャパン・エル/エス・ファンド」と称することがある。)は、ルクセンブルグ大公国(以下「ルクセンブルグ」という。)の民法および2002年12月20日の投資信託に関する法律(改正済)(以下「ルクセンブルグ投信法」という。)のパート の規定に基づき、管理会社および保管受託銀行との間で締結された契約(以下「約款」という。)に基づき設立された有価証券およびその他の資産を共有するオープン・エンド型の共有持分型投資信託であり、共同保有者(以下「受益者」という。)の利益のため管理会社により運用される。ファンドの資産は、管理会社の資産および管理会社により運用されるその他の投資信託の資産と区別される。

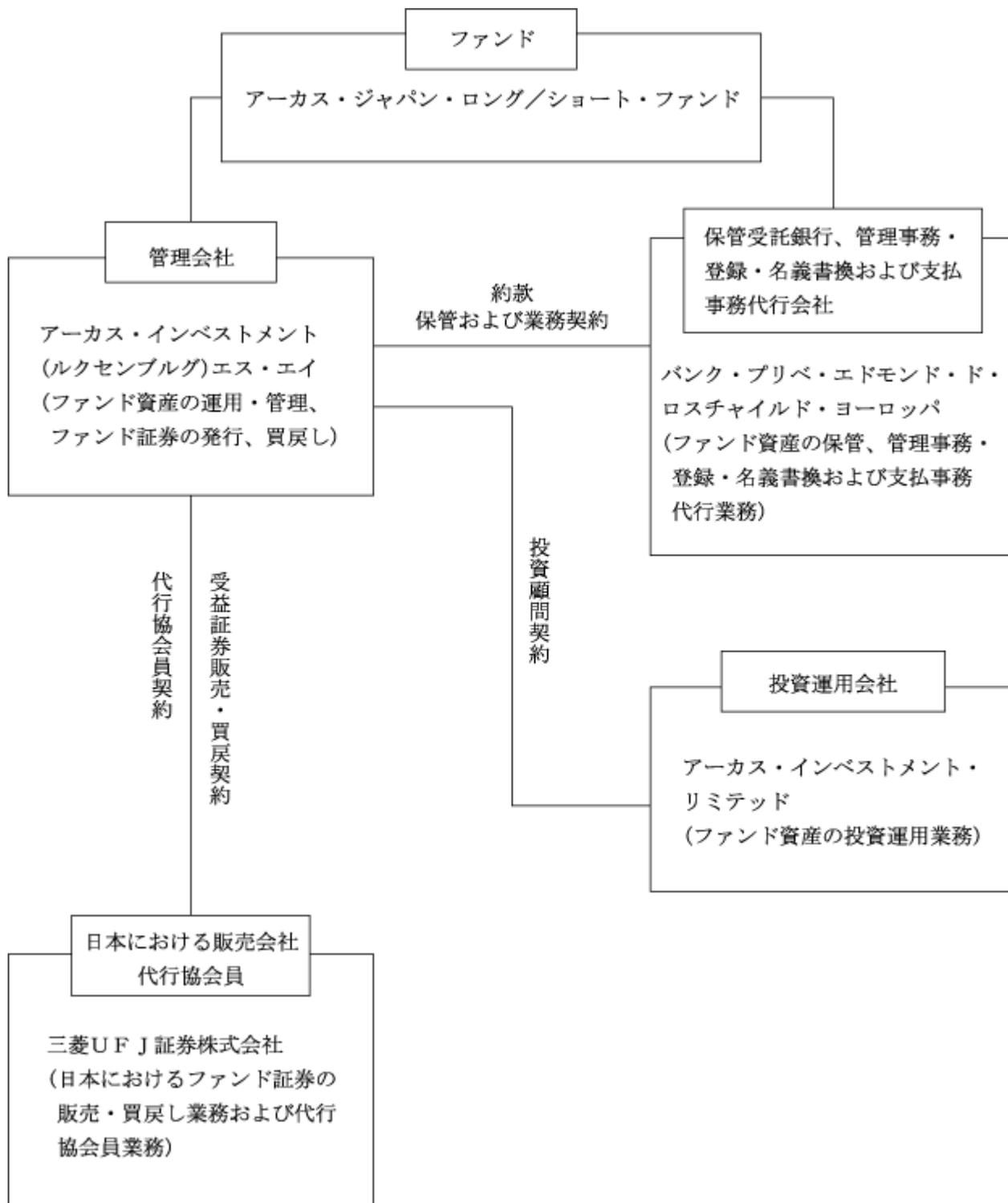
約款にしたがって、管理会社は追加のクラスの受益証券の発行を決定することができ、それらの資産は共同して投資されるが、異なる申込手数料、転換手数料、買戻手数料、管理報酬および実績報酬ならびに販売手数料もしくは分配方針またはその他の固有の特性が適用される。ファンド証券は、いつでも管理会社により、純資産価格で販売され、受益者の要求に応じて随時、その時の純資産価格で買戻される仕組となっている。

(後 略)

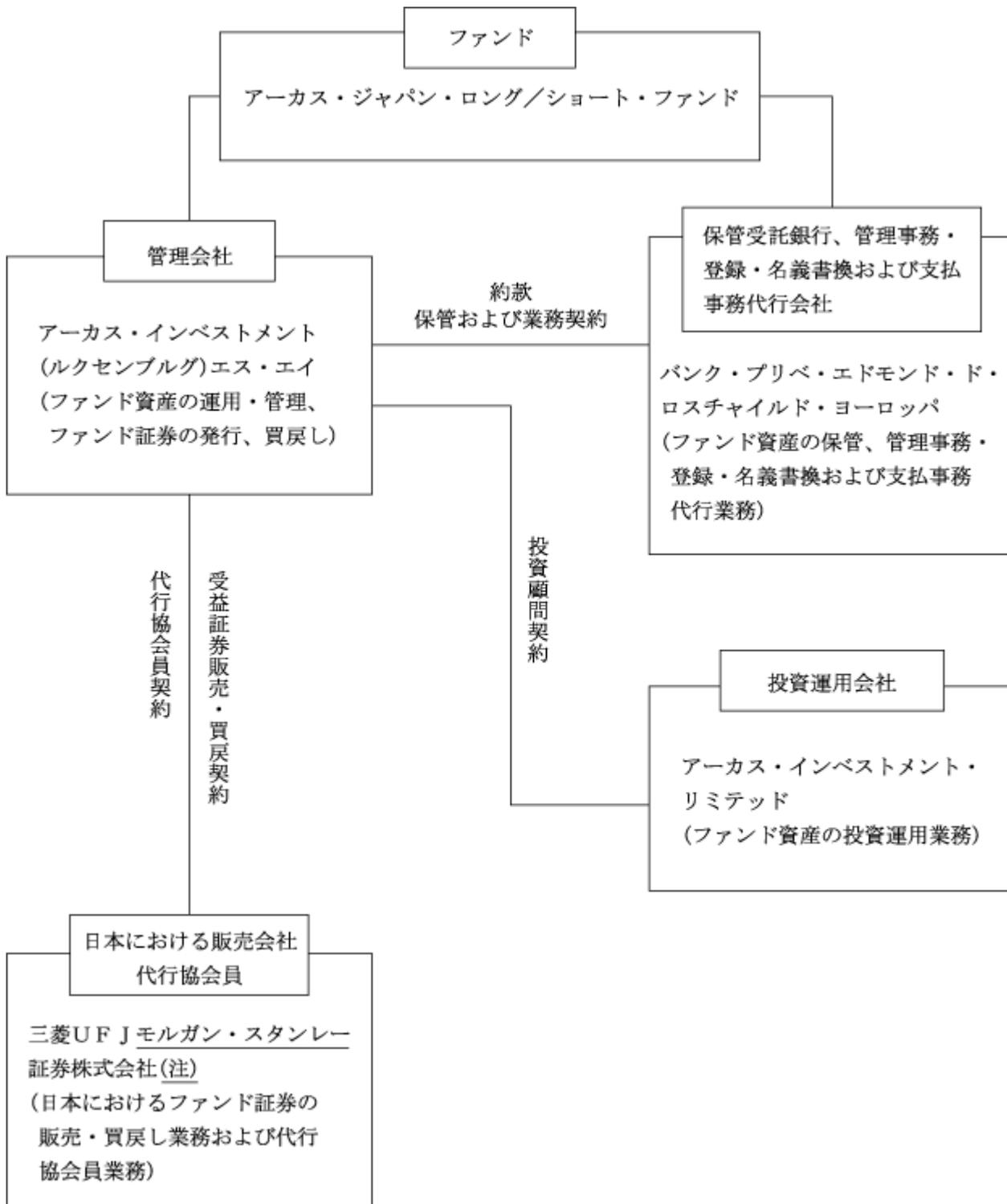
## (2) ファンドの仕組み

## ファンドの仕組み

&lt;訂正前&gt;



&lt;訂正後&gt;



(注) 三菱UFJ証券株式会社は、平成22年5月1日付で「三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社」に商号を変更した。

管理会社とファンドの関係法人の名称、ファンドの運営上の役割および契約等の概要

<訂正前>

名称	ファンド運営上の役割	契約等の概要
アーカス・インベストメント(ルクセンブルグ)エス・エイ (Arcus Investment (Luxembourg) S.A.)	管理会社	平成11年3月26日付で保管受託銀行との間でファンド約款を締結(平成17年2月23日付修正約款および平成20年11月14日付修正約款により改訂済)、ファンドの資産の運用管理、ファンド証券の発行、買戻し等について規定している。
(中略)		
三菱UFJ証券株式会社 (以下「三菱UFJ証券」という。)	日本における代行協会 員および販売会社	平成11年3月31日付で管理会社との間で代行協会員契約(注3)および受益証券販売・買戻契約(注4)を締結。日本における代行協会員業務について規定している。

(後略)

<訂正後>

名称	ファンド運営上の役割	契約等の概要
アーカス・インベストメント(ルクセンブルグ)エス・エイ (Arcus Investment (Luxembourg) S.A.)	管理会社	平成11年3月26日付で保管受託銀行との間でファンド約款を締結(直近では平成22年5月20日改訂済)、ファンドの資産の運用管理、ファンド証券の発行、買戻し等について規定している。
(中略)		
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	日本における代行協会 員および販売会社	平成11年3月31日付で管理会社との間で代行協会員契約(注3)および受益証券販売・買戻契約(注4)を締結。日本における代行協会員業務について規定している。

(後略)

## 2 投資方針

### (1) 投資方針

<訂正前>

(前略)

投資運用会社は、日本株のロングポジションとショートポジションの期待収益率の差から生じる利益を追求する。なぜなら、これが株式市場全般の上昇や下落と無関係に運用成果の潜在的な源泉をもたらすからである。

(後略)

<訂正後>

（前 略）

投資運用会社は、日本株のロングポジションとショートポジションの期待収益率の差から生じる利益を追求する。なぜなら、これが株式市場全般の上昇や下落と無関係に運用成果の潜在的な源泉をもたらすからである。

ファンドの純資産の15%までを社債で保有することができ、ファンドの純資産の15%までを世界中の発行体の有価証券（債券および株式ならびに関連証券）に投資することができる。しかしながら、いかなる時もファンドの純資産の15%を超えて債券またはその他の確定利付証券に投資しないものとする。

（後 略）

## (5) 投資制限

<訂正前>

（前 略）

管理会社は、ファンド証券が販売される各国の法令を遵守するために、受益者の利益となり、または利益に反しない投資制限を随時課することができる。

<訂正後>

（前 略）

管理会社は、第三者の利益のみを目的として行う取引のように受益者の利益の保護に反しまたはファンドの運用の適正を害することを知って、取引することはない。

管理会社は、ファンド証券が販売される各国の法令を遵守するために、受益者の利益となり、または利益に反しない投資制限を随時課することができる。

### 3 投資リスク

#### リスク要因

<訂正前>

（前 略）

#### 投資運用会社への依存

ファンドは、投資戦略構築にあたり投資運用会社に依存する。投資運用会社の破産・清算や投資運用会社のファンドとの運用関係の終了等はファンドの純資産価格に悪影響を及ぼすことがあり得る。投資者は、投資運用会社の判断に依存することになる。

<訂正後>

（前 略）

#### 投資運用会社への依存

ファンドは、投資戦略構築にあたり投資運用会社に依存する。投資運用会社の破産・清算や投資運用会社のファンドとの運用関係の終了等はファンドの純資産価格に悪影響を及ぼすことがあり得る。投資者は、投資運用会社の判断に依存することになる。

#### 為替リスク

外国為替相場の変動により、投資資産の価値が減少することがある。ファンドの純資産価格は円貨で計算され、ファンドは主として円建て証券に投資する結果、本リスクは相当に限定的であると予想される。

#### 政府介入によるリスク

ファンドが投資する金融商品の価格は、地域市場の規制、外国人居住者による投資に対する制限または投資信託のフローの限定を通じた、政府による市場規制または市場介入により発生する一定のリスクを負うことがある。こうした規制または介入がファンドの運用成績に悪影響を及ぼす可能性がある。

#### 取引所での取引の停止

とりわけ、遠距離通信もしくはコンピュータ・システムの故障もしくは不調、戦災、敵対行為または政府もしくは国際機関の措置により取引所での取引が停止された場合、取引の実行またはポジションの清算が不可能となるため、ファンドの被る損失リスクが増大し得る。

## 利益相反

販売会社、投資運用会社および随時任命されるブローカーは、ファンドの投資目的と同様の投資目的を有する他の投資信託の販売会社、管理会社、投資運用会社、投資顧問会社またはブローカーとして活動し、またはその他の関係を有し、またはファンドの投資目的と同様の投資目的を有する投資家に裁量的ファンド運用サービスやその他の付随的ブローカー業務を提供することがある。従って、これらの業務遂行にあたってファンドと潜在的な利益相反となることがあり得る。各当事者は、常時、利益相反が生じる可能性のある場合に投資を引受けるにあたり、他の顧客への義務を考慮し、実務上可能な限り、受益者の最良の利益のために活動する義務を考慮し、かかる利益相反を公正に解決するように努める。

投資運用会社は、他の投資主体を含め、証券や金融商品の売買につき、他の投資者に投資一任業務やアドバイス業務を行っている。投資運用会社は、他の顧客口座運用の報酬がファンド口座運用の報酬を上回る場合、他の口座を優先的に取扱うというインセンティブが生じ、サービス提供にあたり利益相反に直面することがあり得る。投資運用会社は、ファンドとかかる他の口座間においては公正、公平なベースですべての投資機会を配分するよう努力する。

## 成功報酬

成功報酬は、結果的に、他のタイプの投資手法での代替取決めに比べかなり高額を投資運用会社に対し支払うことになり得る。成功報酬の存在は、投資運用会社が成功報酬がない場合に行うものよりリスクが高いまたは一層投機的な投資を行う誘因を生じることがある。成功報酬は、ファンドの投資対象の未実現の値上り額を含むことになり、かかる金額が最終的に実現されるという保証はない。

成功報酬は、関連する測定期間に運用成績がマイナスである場合にも、レラティブ・クラス証券について支払われることがある。

成功報酬の計算は半期以内に実施され、その結果、一定の状況の下で、個別期間について、受益者は同一価格範囲の純資産価額の増加に対し成功報酬を複数回請求される可能性がある。

## オプション取引

ファンドは、日本の証券およびインデックスのオプションの買付および売付を行うことができる。カバーのないプット・オプションまたはコール・オプションの売り手(即ち、売り手は、原証券または原通貨のロング・ポジションまたはショート・ポジションを事実上保有する。)は、売付価格または買付価格を下回るまたは上回る原証券または原通貨の時価の値下りリスクまたは値上りリスク(かかるリスクは理論上無制限となり得る。)を引き受ける。先物およびオプションの取引は極めて専門的な業務であり、総リターンを増加させ得るものの、同時に、通常の投資リスクより著しく高いリスクを伴うことがある。

### 取引所で取引される先物契約および先物契約のオプション

先物またはオプションのポジションは、これが行使されるまたは満期となる前に、相殺取引の実行によってのみ終了させることができる。これには、当初ポジションが設定された取引所に流動性のある流通市場が存在しなければならない。ファンドが先物およびオプションのポジションを保有するのは、当該商品のため流動性のある流通市場が出現していると投資運用会社が判断する場合に限られるが、適当な時点で特定契約のために当該市場が存在すると保証することはできない。かかる場合、ポジションの設定または清算を行うことが不可能なおそれがある。

一部ポジションに対するファンドのエクスポージャーをヘッジするためまたは金融商品もしくは市場に対する投資の代替として、ファンドが先物または先物オプションを利用できる可能性は、ヘッジされるまたはエクスポージャーが追求される金融商品または市場の価値と、先物またはオプション契約の価値の間の相関関係の程度に拠る。ファンドが取引する先物契約またはオプションの原金融商品は、しばしば、ヘッジされるまたはエクスポージャーが追求される金融商品または市場とは異なるため、相関関係のリスクが甚大となり、その結果、ファンドが多額の損失を被る可能性がある。先物およびオプションの利用は、原金融商品の値動きが先物契約またはオプションの価額に十分に反映されないというリスクを伴っている。

### ヘッジ取引

ファンドは、投資を目的に、また為替レート、金利、株価および他の金利レベルおよび他の証券の価格の変動によるファンドのポートフォリオのポジションの相対価値の変動リスクをヘッジするため、派生商品等の金融商品を利用することがある。かかるヘッジ取引は、必ずしも意図された結果を達成できないことがあり、また見込利益を限定する可能性がある。

ファンドは通貨、為替レートおよび金利に係るリスクの低減を目的にヘッジ取引を行うことがあるが、通貨、金利および株式市場の予想外の変動の結果、ファンドの全般的運用成績が低下することがある。様々な理由から、ファンドは、当該ヘッジ商品とヘッジ対象のポートフォリオの間に完全な相関関係を得られないことがある。こうした不完全な相関関係が、意図されたヘッジを妨げ、ファンドに損失リスクを負わせることがある。

### 非上場証券への投資

ファンドは純資産の限られた部分を取引所に上場されていない証券（「非上場証券」）に投資することがあり、かかる証券は概して、公開市場で取引される証券に比べより大きな価格変動を生じ、流動性が少なく、またリスクが高いことがある。ファンドが非上場証券への投資を公正価格で実現するとの保証はない。

### 流動性調達リスク

買戻しの資金として即座に利用可能な現金その他の流動資産の金額を超えて、投資者がファンドへの投資の買戻しを受ける場合またはかかる投資を回収する場合、ファンドは、その負担する買戻し/回収費用の資金を調達するため追加資産の清算を要することがある。これが次に、ファンドがポートフォリオ内の投資ポジションを運用しまたは投資戦略を管理する能力を限定しまたはその他の方法で影響を及ぼし得る。

### 税金リスク

管理会社およびその取締役会は、英国外および日本国外でファンドの運用および管理を行う予定であるが、ファンドはその運用および管理につき関連する法域の課税当局からの裁定を得ていない。またファンドが英国で取引もしくは事業に従事することになるまたは日本に恒久的施設を有することになると決定された場合、ファンドの所得は当該法域で課税される可能性がある。

ファンドが所有する一部の証券に対する分配金および利息の支払は源泉税を課されることがあり、このため純収益が減少することになる。

### 管理事務代行会社、登録事務・名義書換事務代行会社および支払事務代行会社への依存

管理会社は、管理事務代行会社、登録事務・名義書換事務代行会社および支払事務代行会社に対し、ファンドの受益証券の純資産価額の計算を含む様々な職務を委任した。このため、ファンドは、管理事務代行会社の合理的注意義務を履行した職務遂行に依存しており、重大な過失が生じた場合には、結果的に純資産価額の計算に遅れを生じ、ファンドおよび受益者が二次的損失を被る可能性がある。

### 保管受託銀行への依存

管理会社は、ルクセンブルグ法により要求される保管職務(ファンド資産の保管または当該資産を保管するための取引銀行の任命を含む。)を履行するため保管受託銀行を任命した。このため、ファンドは、保管受託銀行の合理的注意義務を履行した職務遂行に依存しており、保管受託銀行による重大な過失は、ファンドの純資産価額に悪影響を及ぼすことがある。ファンドの当座預金内の現金は保管受託銀行のバランス・シート上に計上され、保管受託銀行が破綻した場合、保護されないことがある。

### 予想される補償義務

管理会社はファンドに代わり、投資運用会社、管理事務代行会社、保管受託銀行ならびに銀行、ブローカーおよびディーラーまたはこれら各々の取締役、役員、関係会社もしくは代理人がファンドとの関係に関連して負担する一定の債務について、これらとの間で締結したファンドの信託宣言および各種契約に基づきこれらを補償することに同意しており、または同意することがある。

## 報酬体系

ファンドの投資方針および投資制限は、オープン・エンド型のその他の投資法人の投資証券または投資信託受益証券への投資の可能性を定めており、かかる投資は、サービス提供者によりファンドおよび投資ファンドの両方に手数料が課され重複して経費が発生することがある。これらの経費には、保管受託銀行に限らず、管理事務代行報酬および管理報酬ならびにその他の運営費用も含まれる。

## 4 手数料等及び税金

<訂正前>

（前 略）

### (3) 管理報酬等

#### (a) 管理会社および投資運用会社の報酬

管理会社および投資運用会社は、ファンド資産から、月末毎に当該月中のファンド資産の日々の平均純資産総額の年率0.75%（ファンドの純資産150億円以下について）および0.70%（ファンドの純資産150億円超の部分について）の投資運用報酬を受領する（後払い）。

（中 略）

（すべての支払分配金調整を適切に行った後の）半期の最終の純資産価格が過去の純資産価格の最高値を下回っている場合でも、純資産価格が（以前の半期中に最高値から下落し）当該半期中に上昇し、（すべての支払分配金調整を適切に行った後の）半期の最終の純資産価格が10,000円を上回る場合、実績報酬は上記の算式に従い支払われる。

（中 略）

#### (b) 代行協会員報酬

代行協会員は、管理会社から、毎月毎に当該月のファンド資産の日々の平均純資産総額の年率0.75%（ファンドの純資産150億円以下について）および0.80%（ファンドの純資産150億円超の部分について）の報酬を受領する（後払い）。

（中 略）

### (4) その他の手数料等

（中 略）

### (5) 課税上の取扱い

（後 略）

<訂正後>

（前 略）

(3) 転換手数料

海外における転換手数料

受益者が転換を希望するクラス（投資されるクラス）の受益証券の一口当り純資産価格の2%を上限とする転換手数料が、転換費用を賄うため課される。

日本における転換手数料

日本において、転換はできないため、該当事項なし。

(4) 管理報酬等

(a) 管理会社および投資運用会社の報酬

管理会社および投資運用会社は、リテイル証券について、ファンド資産から、月末毎に当該月中のリテイル証券に帰属するファンド資産の日々の平均純資産総額の年率0.75%（ファンドの純資産150億円以下について）および0.70%（ファンドの純資産150億円超の部分について）の投資運用報酬を受領する（後払い）。

リストリクティッド証券については投資運用報酬は課されない。

（中 略）

（すべての支払分配金調整を適切に行った後の）半期の最終の純資産価格が過去の純資産価格の最高値を下回っている場合でも、純資産価格が（以前の半期中に最高値から下落し）当該半期中に上昇し、（すべての支払分配金調整を適切に行った後の）半期の最終の純資産価格が10,000円を上回る場合、実績報酬は上記の算式に従い支払われる。

リストリクティッド証券については実績報酬は課されない。

（中 略）

(b) 代行協会員報酬

代行協会員は、管理会社から、毎月毎に当該月の各クラスの受益証券に適用されるファンド資産の日々の平均純資産総額の年率0.75%（ファンドの純資産150億円以下について）および0.80%（ファンドの純資産150億円超の部分について）の報酬を受領する（後払い）。

（中 略）

(5) その他の手数料等

（中 略）

(6) 課税上の取扱い

（後 略）

## 5 運用状況

## (3) 運用実績

## 純資産の推移

&lt; 訂正前 &gt;

(前略)

	純資産総額	1口当りの純資産価格
	円	
(中略)		
9月末日	3,621,738,912	24,578

&lt; 訂正後 &gt;

(前略)

	純資産総額	1口当りの純資産価格
	円	
(中略)		
9月末日	3,621,738,912	24,578

(注) 日本においてリストラクティッド証券は発行されていないため、開示していない。以下、同じ。

## 7 管理及び運営の概要

### (3) 信託期間

#### <訂正前>

ファンドの存続期間は無期限である。(平成20年11月13日付管理会社取締役会決議により延長された。)ファンドは、管理会社と保管受託銀行の合意により、いつでも解散することができる。解散の通知は、ルクセンブルグのメモリアルおよび管理会社と保管受託銀行が合意し決定する適切な発行部数を有する少なくとも2つの新聞に公告されるものとし、そのうちの1紙はルクセンブルグの新聞でなければならない。

ルクセンブルグ投信法第104条および107条によれば、ファンドの登録が金融監督委員会に拒絶され、または撤回された場合には、ファンドは地方裁判所の決定により解散されうる。

ファンドの純資産総額が10億円を下回った場合、管理会社の取締役会は、日本の販売会社と協議のうえ、ファンドの解散を考慮する。

#### <訂正後>

ファンドの存続期間は無期限である。(平成20年11月13日付管理会社取締役会決議により延長された。)ファンドは、管理会社と保管受託銀行の合意により、いつでも解散することができる。ファンドの純資産総額が10億円を下回った場合、管理会社の取締役会は、日本の販売会社と協議のうえ、ファンドの解散を考慮する。また、ファンドはルクセンブルグ法の定める場合に解散される。受益者または受益者の相続人もしくは遺産受取人は、ファンドの解散を請求することはできない。解散の通知は、ルクセンブルグのメモリアルおよび管理会社と保管受託銀行が合意し決定する適切な発行部数を有する少なくとも2つの新聞に公告されるものとし、そのうちの1紙はルクセンブルグの新聞でなければならない。

ルクセンブルグ投信法第104条および107条によれば、ファンドの登録が金融監督委員会に拒絶され、または撤回された場合には、ファンドは地方裁判所の決定により解散されうる。

### 第三部 ファンドの詳細情報

#### 第1 ファンドの追加情報

##### 1 ファンドの沿革

<訂正前>

（前 略）

平成11年4月28日 ファンドの運用開始

（中 略）

平成20年11月14日 ファンドの修正約款締結(平成20年11月28日効力発生)

<訂正後>

（前 略）

平成11年4月9日 ファンドの修正約款締結(平成11年4月19日効力発生)

平成11年4月28日 ファンドの運用開始

（中 略）

平成20年11月14日 ファンドの修正約款締結(平成20年11月28日効力発生)

平成22年5月20日 ファンドの修正約款締結(平成22年6月24日効力発生)

#### 第2 手続等

<訂正前>

##### 1 申込（販売）手続等

###### (1) 海外における販売手続等

ファンド証券1口当りの発行価格は、管理会社により買付申込みが受領された評価日の翌評価日に決定される1口当りの純資産価格である。販売手数料はファンド証券が販売される国の法令や実務慣行で許容される上限を超過してはならない。

（中 略）

ファンド証券は、買付代金が保管受託銀行によって上記の期間内に受領された場合に、管理会社によって発行される。

（中 略）

管理会社は、その裁量において、特定の国および地域に居住する個人または設立された法人に対し、ファンド証券の発行を一時的に停止し、完全に中止し、または制限することができる。管理会社は、受益者全体およびファンドの保護のために必要な場合には、特定の個人または法人のファンド証券の取得を禁止することができる。

（中 略）

## 2 買戻し手続等

### (1) 海外における買戻し手続等

受益者は、評価日にいつでも買戻しを請求することができる。買戻し請求は、管理会社に対して書面で行う。ファンド証券の買戻しは、1口単位によってのみ受諾される。

ファンド証券1口当り買戻し価格は、管理会社がルクセンブルグ時間正午までに買戻し請求を受領した場合、当該請求を受領した評価日の翌評価日のファンド証券の1口当り純資産価格である。正午以降に受領された買戻し請求は、翌評価日に受諾されたものとみなされ、翌々評価日の価格による。買戻し手数料はない。

（中略）

買戻し代金の支払は、買戻し請求が受諾（券面が発行されている場合、ファンド証券の券面の受領を含む。）された日から起算して5評価日までに保管受託銀行またはその指図人に対して円で行われる。

### (2) 日本における買戻し手続等

（中略）

ファンド証券1口当りの買戻し価格は、原則として、管理会社が販売会社から買戻し請求を受領した評価日の翌評価日に計算されるファンド証券の1口当りの純資産価格とし、買戻し代金は口座約款の定めるところに従って販売取扱会社を通じて円貨で、支払われる。ファンド証券の買戻しは1口を単位とする。

## <訂正後>

### 1 申込（販売）手続等

#### (1) 海外における販売手続等

関連するクラスのファンド証券1口当りの発行価格は、管理会社により買付申込みが受領された評価日の翌評価日に決定される1口当りの純資産価格である。販売手数料はファンド証券が販売される国の法令や実務慣行で許容される上限を超過してはならない。

異なるクラスの受益証券の1口当り純資産価格は、別々の管理報酬、実績報酬および/もしくは販売関連手数料の適用により、または各クラスのその他の特定の特徵により異なることがある。

（中略）

ファンド証券は、買付代金が保管受託銀行によって上記の期間内に受領された場合に、管理会社によって発行される。

受益者は、固有の特徵により異なるリテイル証券またはリストラクティッド証券のいずれかに申込みを選択しなければならない。

リテイル証券は、あらゆる投資者に販売される。リストラクティッド証券は、投資予定者によるリストラクティッド証券の申込みを許可または拒絶する完全な裁量を有する管理会社取締役会の事前の承認を条件として、申込時にアーカス・グループの従業員またはその他の者および/もしくは法人である投資者に対しのみ販売され、他の全ての投資者に販売されない。

（中略）

管理会社は、その裁量において、特定の国および地域に居住する個人または設立された法人に対し、ファンド証券の発行を一時的に停止し、完全に中止し、または制限することができる。管理会社は、受益者全体およびファンドの保護のために必要な場合には、特定の個人または法人のファンド証券の取得を禁止し、または管理会社により承認された投資者に対し特定のクラスの受益証券の発行を留保することができる。

（中 略）

## 2 買戻し手続等

### (1) 海外における買戻し手続等

受益者は、評価日にいつでも買戻しを請求することができる。

リストリクティッド証券の買戻し請求は、30暦日前の事前の通知を条件とする。管理会社によって通知が実際に受領された日から30暦日後に当該買戻し請求が受領されたものとみなされる。

買戻し請求は、管理会社に対して書面で行う。

ファンド証券の買戻しは、1口単位によってのみ受諾される。

ファンド証券1口当り買戻し価格は、管理会社がルクセンブルグ時間正午までに買戻し請求を受領した場合、当該請求を受領した評価日の翌評価日の当該クラスのファンド証券の1口当り純資産価格である。正午以降に受領された買戻し請求は、翌評価日に受諾されたものとみなされ、翌々評価日の価格による。買戻し手数料はない。

（中 略）

買戻し代金の支払は、買戻し請求が受諾（券面が発行されている場合、ファンド証券の券面の受領を含む。）された日から起算して5評価日までに保管受託銀行またはその指図人に対して円で行われる。

あるクラスに関する経済的、財政的、社会的または政治的状況の変化が当該クラスの投資に重大な悪影響を及ぼす場合、または経済的な合理化を進めるために、管理会社の取締役会の決定により、当該クラスの受益証券の強制買戻しにより当該クラスを償還することができる。

管理会社の取締役会は、強制買戻しの理由および買戻しの手続きを記載した書面による通知を、当該受益証券の保有者に対し、強制買戻しの効力発生日前に送付するものとする。受益者の利益または受益者間の平等な取扱いを維持するため、別途決定されない限り、投資対象の実際の換価価格および換価費用を斟酌して、当該クラスの受益者は、強制買戻し効力発生日前に受益証券の買戻しを引き続き請求することができる。

### (2) 日本における買戻し手続等

（中 略）

ファンド証券1口当りの買戻し価格は、原則として、管理会社が販売会社から買戻し請求を受領した評価日の翌評価日に計算されるファンド証券の1口当りの純資産価格とし、買戻し代金（買戻し手数料控除後）は口座約款の定めるところに従って販売取扱会社を通じて円貨で、支払われる。ファンド証券の買戻しは1口を単位とする。

### 3 転換手続等

#### (1) 海外における転換手続等

受益者が一定のクラスについて適格であることおよび管理会社の事前の承認を条件として、いずれかのクラスの受益証券は、異なるクラスの受益証券に転換することができる。

転換請求には、受益者の氏名および口座番号ならびに希望する転換先のクラスとともに転換するクラスおよび受益証券口数を記載しなければならない。

リストリクティッド証券への転換は、投資者がアーカス・グループの従業員または管理会社取締役会が承諾したその他の者および/もしくは法人である旨の十分な証明を管理会社取締役会に提出した場合にのみ、行うことができる。

受益証券の買戻しに関するあらゆる条項は、本条において別段の定めのない限り、受益証券の転換にも同様に適用される。

転換されるクラスの評価日および転換による投資が検討されるクラスの評価日が一致しない場合、転換額には、二つの評価日の間の利息は発生しない。

受益証券の転換価格は、関連する評価日に転換されるおよび投資されるクラスのそれぞれの受益証券一口当たり純資産価格を参照して決定される。

受益者が転換を希望するクラス（投資されるクラス）の受益証券の一口当たり純資産価格の2%を上限とする転換手数料が、転換費用を賄うため課される。

転換指示を遵守することにより、いずれか一つのクラスの残存保有額がそのクラスの最低保有額に満たない結果となる場合、管理会社は関連する評価日に決定される買戻価格で残存受益証券を強制的に買戻し、受益者に買戻代金の支払いを行うことができる。

#### (2) 日本における転換手続等

日本において、転換はできないため、該当事項なし。

### 第3 管理及び運営

#### 1 資産管理等の概要

##### (1) 資産の評価

###### 純資産価格の計算

###### <訂正前>

ファンドの受益証券1口当り純資産価格(「純資産価格」)、発行価格および買戻価格は、ルクセンブルグ、ニューヨーク、ロンドンおよび東京の銀行営業日(「評価日」)毎に円により、決定される。ファンドの受益証券1口当り純資産価格は、各評価日に管理事務代行会社によりファンドの純資産総額を発行済口数で除して計算される。

(中 略)

ファンド受益証券の純資産価格は、管理会社の登記上の事務所において入手できる。

(後 略)

###### <訂正後>

各クラスの受益証券1口当り純資産価格(「純資産価格」)、発行価格および買戻価格は、ルクセンブルグ、ニューヨーク、ロンドンおよび東京の銀行営業日(「評価日」)毎に円により、決定される。各クラスの受益証券1口当り純資産価格は、各評価日に管理事務代行会社により各クラスに帰属する純資産総額を各クラスの発行済口数で除して計算される。

(中 略)

各クラスの受益証券1口当り純資産価格は、管理会社の登記上の事務所において入手できる。

(後 略)

##### (5) その他

###### 存続期間および解散

###### <訂正前>

ファンドの存続期間は無期限である。ファンドは、管理会社と保管受託銀行の合意により、いつでも解散することができる。解散の通知は、ルクセンブルグのメモリアルおよび管理会社と保管受託銀行が合意し決定する適切な発行部数を有する少なくとも2つの新聞に公告されるものとし、そのうちの1紙はルクセンブルグの新聞でなければならない。

ルクセンブルグ投信法第104条および107条によれば、ファンドの登録が金融監督委員会に拒絶され、または撤回された場合には、ファンドは地方裁判所の決定により解散されうる。

ファンドの純資産総額が10億円を下回った場合、管理会社の取締役会は、日本の販売会社と協議のうえ、ファンドの解散を考慮する。

<訂正後>

ファンドの存続期間は無期限である。ファンドは、管理会社と保管受託銀行の合意により、いつでも解散することができる。ファンドの純資産総額が10億円を下回った場合、管理会社の取締役会は、日本の販売会社と協議のうえ、ファンドの解散を考慮する。また、ファンドはルクセンブルグ法の定める場合に解散される。受益者または受益者の相続人もしくは遺産受取人は、ファンドの解散を請求することはできない。解散の通知は、ルクセンブルグのメモリアルおよび管理会社と保管受託銀行が合意し決定する適切な発行部数を有する少なくとも2つの新聞に公告されるものとし、そのうちの1紙はルクセンブルグの新聞でなければならない。

ルクセンブルグ投信法第104条および107条によれば、ファンドの登録が金融監督委員会に拒絶され、または撤回された場合には、ファンドは地方裁判所の決定により解散されうる。

### 3 受益者の権利等

#### (3) 本邦における代理人

<訂正前>

（前 略）

なお、関東財務局長に対するファンド証券の募集、継続開示および金融庁長官に対するファンド証券に関する届出等に関する届出代理人は、

弁護士 一 木 剛太郎

東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング

森・濱田松本法律事務所

である。

<訂正後>

（前 略）

なお、関東財務局長に対するファンド証券の募集、継続開示および金融庁長官に対するファンド証券に関する届出等に関する届出代理人は、

弁護士 一 木 剛太郎

弁護士 橋 本 雅 行

東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング

森・濱田松本法律事務所

である。

### 第5 販売及び買戻しの実績

<訂正前>

（前 略）

(注) 第1会計年度の販売口数には、当初募集期間における販売口数を含む。

<訂正後>

（前 略）

(注) 第1会計年度の販売口数には、当初募集期間における販売口数を含む。

日本においてはリストリクティッド証券は発行されていないため、開示していない。

## 第四部 特別情報

## 第5 その他

&lt;訂正前&gt;

(前略)

ファンドの概要

ファンド名	アーカス・ジャパン・ロング/ショート・ファンド(Arcus Japan Long/Short Fund) 愛称：アーカス・ジャパン・エル/エス・ファンド
基本的性格	ルクセンブルグ籍 / オープンエンド契約型外国投資信託 / 円建
(中略)	
投資運用報酬等	代行協会員(三菱UFJ証券)、管理会社および投資運用会社報酬：ファンドの純資産総額の年率1.5% (実績報酬として、年率3%を超える運用報酬につき超過収益の15%が投資運用会社に支払われます。) 中央管理報酬および保管報酬：ファンドの純資産総額の年率0.3%以内(最低額25,000ユーロ)

(中略)

## 管理会社、その他の関係法人の概況

(中略)

- ・三菱UFJ証券株式会社(「代行協会員」および日本における「販売会社」)

日本におけるファンド証券の販売・買戻し業務および代行協会員業務を行います。

(中略)

ご投資の手引き

Q1 申込みは、どこでできますか

A 販売会社(三菱UFJ証券)の本支店でお申込みになれます。

Q2 申込みは、いくらからできますか

A お申込み単位は、10口以上1口単位です。

1口当りのファンド価格は、お申込み受付日の翌評価日の1口当り純資産価格となります。

お申込み代金は、三菱UFJ証券にて円貨でお申受け致します。

(中略)

Q6 買戻請求はいつからできますか

A 買戻請求は、販売会社(三菱UFJ証券)の本支店で受付いたします。クローズド期間はありません。ただし、ルクセンブルグ、ニューヨーク、ロンドンおよび日本の銀行営業日(評価日)に限り、買戻請求の受け付けが行われます。

(中略)

Q 9 口座管理料はかかりますか

A 口座管理料はかかりません。

証券総合口座の口座管理料はかかりません。また、販売会社(三菱UFJ証券)では外国証券取引口座の口座管理料はいただいております。

Q10 運用内容を知ることができますか

A ファンドの運用報告書は、三菱UFJ証券から受益者の皆様に交付されます。

(後略)

<訂正後>

(前略)

### ファンドの概要

ファンド名	アーカス・ジャパン・ロング/ショート・ファンド(Arcus Japan Long/Short Fund) 愛称：アーカス・ジャパン・エル/エス・ファンド
基本的性格	ルクセンブルグ籍/オープンエンド契約型外国投資信託/円建 「リテイル・クラス」および「リストラクティッド・クラス」の二種類のクラス証券が発行されますが、日本で募集が行われるのは、リテイル・クラス証券のみです。
(中略)	
投資運用報酬等	代行協会員(三菱UFJモルガン・スタンレー証券)、管理会社および投資運用会社報酬： ファンドの純資産総額の年率1.5% (実績報酬として、年率3%を超える運用報酬につき超過収益の15%が投資運用会社に支払われます。) 中央管理報酬および保管報酬：ファンドの純資産総額の年率0.3%以内(最低額25,000ユーロ)

(中略)

### 管理会社、その他の関係法人の概況

(中略)

・三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社(「代行協会員」および日本における「販売会社」)

日本におけるファンド証券の販売・買戻し業務および代行協会員業務を行います。

(中略)

### ご投資の手引き

Q 1 申込みは、どこでできますか

A 販売会社(三菱UFJモルガン・スタンレー証券)の本支店でお申込みになれます。

Q 2 申込みは、いくらからできますか

A お申込み単位は、10口以上1口単位です。

1口当りのファンド価格は、お申込み受付日の翌評価日の1口当り純資産価格となります。

お申込み代金は、三菱UFJモルガン・スタンレー証券にて円貨でお申受け致します。

(中略)

Q 6 買戻請求はいつからできますか

A 買戻請求は、販売会社(三菱UFJモルガン・スタンレー証券)の本支店で受付いたします。クローズド期間はありません。ただし、ルクセンブルグ、ニューヨーク、ロンドンおよび日本の銀行営業日(評価日)に限り、買戻請求の受け付けが行われます。

(中 略)

Q 9 口座管理料はかかりますか

A 口座管理料はかかりません。

証券総合口座の口座管理料はかかりません。また、販売会社(三菱UFJモルガン・スタンレー証券)では外国証券取引口座の口座管理料はいただいておりません。

Q10 運用内容を知ることができますか

A ファンドの運用報告書は、三菱UFJモルガン・スタンレー証券から受益者の皆様に交付されます。

(後 略)